

令和7年4月8日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康 至  
(公印省略)

「認定審査期間等の公表について」の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から標記について通知がありました。

要介護・要支援認定（以下「要介護認定等」という。）は、原則として「当該申請のあった日から30日以内にしなければならない」と規定されているものの、約8割の利用者が30日超となっている状況となっております。

本通知は、認定者数が増加する中であっても、各保険者において要介護認定等の迅速かつ適切な実施が求められることから、厚生労働省において社会保障審議会介護保険部会における要介護認定等の迅速化に係る議論を踏まえ、認定審査期間等について平均値等を公表する旨の事務連絡が発出されたことをお知らせするものです。

各段階の参考となる期間は次のとおり示されております。

- ・認定調査の実施 ⇒ 認定調査の依頼から7日以内
- ・主治医意見書の入手 ⇒ 主治医意見書の作成依頼から13日以内
- ・介護認定審査会の開催 ⇒ 認定調査票・主治医意見書が揃ってから12日以内

なお、参考期間は、保険者が解決に取り組むことを目的に機械的に算出されたものであることに留意する必要がありますが、引き続き要介護認定へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・認定審査期間等の公表について（令 7. 3. 31 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

【参考：認定審査期間等の公表（厚生労働省 HP）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51603.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51603.html)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22

TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737

日医発第 77 号(介護)

令和 7 年 4 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

「認定審査期間等の公表について」の送付について

平素より本会会務運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、要介護・要支援認定（以下「要介護認定等」という。）は、介護保険法第 27 条第 11 項において、要介護認定申請に対する処分は、原則として「当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない」と規定されているものの、約 8 割の利用者が 30 日超となっており、さらには、認定者数が増加する中であっても、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護認定等を迅速かつ適切に実施することが求められています。

今般、厚生労働省においては、社会保障審議会介護保険部会における要介護認定等の迅速化に係る議論を踏まえ、認定審査期間等について平均値等を公表するとともに、各段階の参考となる期間を示すこととなり、都道府県及び市区町村の介護保険担当主管部局宛に、別添の事務連絡を発出いたしました。

当該事務連絡においては、令和 5 年度中の認定申請に係る認定審査期間の平均が 30 日以内に収まっている 66 保険者の平均値を機械的に算出した日数を踏まえ、認定審査を 30 日以内に実施するための認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について、参考となる期間が示されております。

- ・認定調査の実施 ⇒ 認定調査の依頼から 7 日以内
- ・主治医意見書の入手 ⇒ 主治医意見書の作成依頼から 13 日以内
- ・介護認定審査会の開催 ⇒ 認定調査票・主治医意見書が揃ってから 12 日以内

なお、保険者である市区町村において、要介護認定業務を迅速に実施することは大前提ですが、主治医意見書の記載と診療のタイミングや郵送期間等の課題もあるため、申請者・家族をはじめ、各自治体、医療・介護関係者の相互協力が必要です。本参考期間については、地域の実状や事務処理の特徴を踏まえたものではな

く、機械的に算出されたものであることに留意する必要がありますが、保険者において課題を抽出して分析し、解決するために取り組むことを目的として示されたものであることをご理解いただき、貴会におかれましても、引き続き、要介護認定へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。あわせて、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

(添付資料)

○認定審査期間等の公表について

(令 7.3.31 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

【参考：認定審査期間等の公表（厚生労働省 HP）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51603.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51603.html)

以上

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 3 1 日

都道府県  
各 市 町 村 介護保険担当主管部（局） 御中  
特 別 区

厚生労働省老健局老人保健課

### 認定審査期間等の公表について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

要介護・要支援認定（以下「要介護認定等」という。）は、認定調査票及び主治医意見書を基に介護認定審査会における総合的な判断を経て決定しており、適正かつ公平な審査が必要です。また、介護保険法第 27 条第 11 項において、要介護認定申請に対する処分は、原則として「当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない」と規定されており、認定者数が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護認定等を迅速かつ適切に実施することが求められます。

今般、社会保障審議会介護保険部会における要介護認定等の迅速化に係る議論を踏まえ、認定審査期間等について下記のとおり平均値等を公表するとともに、各段階の参考となる期間をお示しすることとしました。

各自治体におかれましては、引き続き、迅速かつ適切な要介護認定等の実施にご協力をお願いします。

## 記

### 1. 認定審査期間等の平均値等の公表について

令和5年度中に申請のあった要介護認定等について、匿名介護保険等関連情報データベース（介護 DB）に保存された要介護認定情報に基づき、全国・都道府県別・保険者別に認定審査期間等（※）の集計を行い、厚生労働省のHPにおいて公表しました。

<URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51603.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51603.html)

※ 集計対象とした各指標の定義は以下のとおりです。集計仕様の詳細については、上記リンク先をご参照ください。

- ・認定調査所要期間：調査依頼日から調査実施日までの期間
- ・主治医意見書所要期間：主治医意見書依頼日から意見書入手日までの期間
- ・介護認定審査会等事務処理期間：主治医意見書入手日及び調査実施日のうちいずれか遅い日から二次判定日までの期間
- ・認定審査期間：認定申請日から二次判定日までの期間
- ・30日以内に認定された割合：当該保険者の全事例のうち認定審査期間が30日以内の事例の割合

### 2. 認定審査期間の各段階における期間について

認定調査所要期間、主治医意見書所要期間、介護認定審査会等事務処理期間の3つの期間について、令和5年度中の認定申請に係る認定審査期間の平均が30日以内に収まっている66保険者の平均値は以下のとおりです。各日数は、それぞれの地域の実情や各期間における事務処理の特徴を踏まえたものではなく、認定審査期間の平均が30日以内の保険者の平均値から機械的に算出したものであることに御留意ください。

認定調査所要期間	主治医意見書所要期間	介護認定審査会等事務処理期間
6.6日	12.7日	12.3日

以上を踏まえ、認定審査を30日以内に実施するための、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について、以下のとおり参考となる期間をお示しします。各保険者においては、参考1に示す取組例及び参考2で示す主治医意見書の作成に係る現状も併せて御参照の上、迅速かつ適切な要介護認定等の実施をお願いします。

認定調査の実施	⇒	認定調査の依頼から <u>7日以内</u>
主治医意見書の入手	⇒	主治医意見書の作成依頼から <u>13日以内</u>
介護認定審査会の開催	⇒	認定調査票・主治医意見書が揃ってから <u>12日以内</u>

<参考1> 認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例について

認定審査期間の平均が 30 日以内の保険者における取組についてヒアリングを行いました。

○保険者における要介護認定事務の効率化、迅速化に係る取組例

	取組例
認定調査の実施	認定申請時に、申請者に対して近日中に認定調査を行う旨を周知することや、その場で認定調査の日程を調整することにより、認定調査の迅速化を図っている。
	自治体と認定調査の委託先との間で同じ認定調査システムを用いて認定調査票を電子的にやりとりすることで、事務の効率化を図っている。
主治医意見書の入手	主治医意見書を電子的に読み込んで処理することで、一次判定や認定審査会資料の作成事務の効率化を図っている。
	主治医意見書の作成を依頼した医療機関への進捗確認の実施や、医療機関と自治体との間で主治医意見書の作成目安を設定することで、主治医意見書所要期間の短縮を図っている。
介護認定審査会の開催	審査会委員に対して審査会資料の事前送付をせず、当日会場に用意した端末で資料を確認しながら審査することで、各事案の審査会実施までの期間の迅速化を図っている。
	審査会資料の電子送付や審査会のオンライン開催等の ICT 化の取組により、運営事務の効率化を図っている。
	審査会を周辺地域の自治体で共同設置し、効率化を図っている。
その他	周辺地域の自治体が認定業務を広域的に処理するために広域連合を設置し、広域連合が加入自治体から認定調査結果や主治医意見書を電子的にとりまとめ、認定審査を行うことで、事務の効率化を図っている。

<参考2> 医療機関における主治医意見書作成に係る現状について

認定審査には、医療機関における主治医意見書の作成が必要となりますが、医療機関における主治医意見書の作成に係る現状をヒアリングしたところ、主治医意見書の作成期間に影響を与える要因として、以下のような意見がありました。

○医療機関における主治医意見書の作成の現状

	現状等
外来受診のタイミングの調整	外来受診のタイミングと、自治体から主治医意見書の作成を依頼されるタイミングが合わないことにより、受診日の調整が必要となり、主治医意見書の作成に日数を要する場合がある。
主治医意見書の郵送	自治体との主治医意見書のやりとりが郵送であり、日数がかかっている。
主治医意見書を作成する医師の調整	要介護認定の申請者が指定した医師が日常の医学的管理を行っていない等の場合は、自治体が別に主治医意見書を作成する医師に対し再度依頼を行うこととなり、主治医意見書の作成に日数を要することがある。